

長崎県池島における炭鉱開発と住民の対応

MIKI, Tsuyoshi / 三木, 剛志

(出版者 / Publisher)

法政大学人間環境学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

人間環境論集 / 人間環境論集

(巻 / Volume)

12

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

109

(終了ページ / End Page)

151

(発行年 / Year)

2012-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008248>

長崎県池島における 炭鉱開発と住民の対応

三木 剛志

I. はじめに

(1) 従来の研究・問題の設定

鉱山集落の研究は、集落地理学の立場から最終的に経済地理学的分析を意図した川崎茂によって相応の体系化をみた¹⁾。その中で川崎は、鉱山集落と地域社会との問題、つまり鉱山集落の地元・周辺の他のコミュニティに対する影響および両者の相互連関の問題を重視し、特に鉱業の成り立ち期・変動期にはその問題が顕著に露呈すると指摘する²⁾。この課題に対し川崎は、「歴史的鉱山集落」の事例として飛騨神岡（岐阜県）および別子山村（愛媛県）における鉱山近代化過程を取り上げ、土地所有状況などを指標として地元村落の対応を論じている³⁾。

「近代鉱山集落」の事例としては、川崎は岩手県松尾鉱山集落や北海道の炭鉱集落の展開を取り上げるが⁴⁾、いずれも無人の地に初めて鉱山集落が成立する例である。長崎県高島についての研究⁵⁾の中で既存コミュニティとの問題をとりあげている。しかし、高島において炭鉱業が本格的に展開したのは明治の初期であり、この課題に関しては詳細な分析を欠いている。

その他、鉱業と周辺社会との関係という視点では、河野通博が岡山県柵原鉱山周辺の農家について農業と鉱山労働とのかかわりを論じている⁶⁾。しかしこれは鉱業展開後の関係が中心である。

このように、鉱山集落の研究においては、特に近代において鉱業成立時の地

域社会との関係を明らかにすることが課題の一つとして残されている。

鉱業以外の分野では、村上雅康が造船工業成立による地元住民の職業変化という視点から岡山県相生および広島県因島の事例を報告している⁷⁾。この住民の職業変化という指標を用いた分析は、鉱業成立時の問題にも適用できるものである。

以上のような問題提示により、本論文では主に鉱業（炭鉱業）が成立する際の地元集落の対応を明らかにすることを試みる。

(2) 分析の視点・枠組みの提示

まずここで、分析の枠組みを提示する。まず分析の都合上、「地方自治体（地方行政・議会）」「資本（企業）」「地域住民（生活体）」という三つの組織を措定する。

その上で「資本（企業）」による炭鉱の開発を地域に対するインパクトと考え、「地域住民（生活体）」を中心に、各組織内の変化を考察する。住民にとって炭鉱開発は従来の生活や社会秩序の再編成を余儀なくするものである。開発時（鉱山集落成立時）において変化に直面する地域住民の対応の中に、生活に対する評価などが表出するものと考えうることから、開発交渉の経緯を詳しく分析する。

また、炭鉱開発後の状況については、住民の就業状態の変化および社会組織の変容を指標として考察を行う。

さらに、インパクトにより発生する三組織間の関係を順次取り上げる。ここでいう関係とは各組織が示す要求や対応、協議などをさす。

(3) 研究の対象および資料

本稿では対象として長崎県池島（現長崎市）における石炭資源開発を取り上げる。炭鉱の開発が昭和20年代後半と日本の炭鉱業の展開の中では比較的新しいことから、資料によるだけでなく聞き取りによっても当時の状況を明らかにしうる、また離島という地理的条件下にあれば島内だけでまとまった一つの社会を形成していると考えうるため空間の境界が明確な上、事象の観察が容易であることが理由である。もちろん島内だけですべてが完結するはずはなく、取り上げる要素によってはより広い空間規模が分析上必要となる。炭鉱開発の影響を考えても池島だけではなく、より広範囲に及ぶことが予測できるが、本稿ではあくまで池島を中心に論を展開することにする。

川崎は、明治以後に成立した「近代鉱山集落」の一例として長崎県の高島・

端島（現長崎市）、蠣浦島（現西海市）といった離島の炭鉱集落を取り上げ、離島の資本主義化という視角から鉱業空間の特質に言及している⁸⁾。そこでは池島を離島鉱山集落の範疇に含めつつも、詳しい分析は行っていない。また「既存コミュニティの生活空間に、炭鉱資本が進出した、典型的な炭鉱の島」として池島を取り上げた論考⁹⁾では概略的な考察にとどめている。こうした研究の進展状況を鑑みても、池島についての事例研究は意味のあるものとする。

資料は、開発交渉の経緯については池島の地元集落に残存する開発交渉記録・契約書類のほか、村議会録、嘆願書などを用いる。また、就業状態の変化・社会組織の変容などに関しては主に池島住民からの聞き取りによった。

本来ならば当時の開発交渉に直接関与した方々を主な聞き取りの対象とすべきであるが、当時池島側の代表者は総じて40歳代以上で、本稿の調査時点ではすでにその多くが物故者となっており、その次世代（当時20～30歳代）を主な対象とせざるをえなかった。

このように対象が一つの島というミクロスケールでは、家あるいは個人単位の詳細な分析が不可欠となる。炭鉱開発当時の池島の構成人員を出来る限り再現し、考察を行う。

なお、本稿の現地調査は、平成3（1991）年3月～12月にかけて実施したものであることをお断りしておく。

II. 松島炭鉱の事業展開

炭鉱開発経営の目的は、いうまでもなく需要に見合った石炭資源を求めて採掘を行うことにある。石炭産業における生産力の第一次要因は「炭層の条件」にある¹⁰⁾。炭層の条件とは「炭層の賦存状況」および「炭質」である¹¹⁾。

西彼炭田は長崎県西彼杵半島沖から野母半島沖の海底にかけて広がり、高島・端島からなる高島炭田と、崎戸・大島・松島・池島を含む崎戸・松島炭田とで構成されている。両炭田とも炭層が厚く、炭質は発熱量7,000～8,000カロリーという高品位の原料炭である¹²⁾。その中で松島・池島を中心とする松島鉱区には、古第三系の砂岩・頁岩・変成岩からなる互層の間に9層の炭層が賦存し、採炭を行う3層を通じて層厚4.5～5.7メートル、北西の走向で南または西への傾斜は1～4°となっている¹³⁾。この炭層条件、特に平均精炭カロリー・平均炭丈・炭層傾斜は全国的にみて非常に優秀である¹⁴⁾。これは、エネルギ

一政策や産業構造の転換などともなっており、多くの国内炭鉱が閉山する中、北海道釧路（太平洋炭礦）や福岡県三池（三井石炭鉱業三池炭鉱）と並んで池島がなお稼働し続けていた大きな要因ともなっている（平成3年の調査当時）。

さて、大正期以来、松島鉱区における炭鉱事業の主導権を握っていたのは松島炭鉱株式会社であった。以下、松島炭鉱の事業展開を追っていくことにする（第1表）。

第1表 松島炭鉱株式会社の事業展開過程

1913(大2)	三井鉱山が松島における古賀鉱業の鉱区買取 松島炭鉱株式会社発足
1914(大3)	第四坑開坑に着手
1919(大6)	大島炭鉱設立 大島鉱区開発に着手
1920(大9)	大島炭鉱、操業を停止
1922(大11)	松島第一坑採炭終了
1929(昭4)	松島第三坑水没
1930(昭5)	松島第一坑残炭採掘開始
1932(昭7)	松島第五坑開坑に着手
1934(昭9)	松島第四坑水没
1935(昭10)	松島第五坑廃坑 大島における三井鉱山との共有鉱区6区を譲受け、大島第一坑開坑着手
1937(昭12)	松島第一坑残炭採掘終了 松島鉱区休業
1940(昭15)	大島第二坑開坑に着手
1952(昭27)	池島坑開坑に着手
1959(昭34)	池島坑営業出炭開始
1970(昭45)	大島坑閉山

『五十年史（概史）』（松島炭鉱、1962年）、『松島興産七十年史』（松島興産、1983年）により作成

大正2年、当時松島に展開していた古賀鉱業合資会社の鉱区（326号）を三井鉱山が買取し、三井と古賀との共有鉱区とした。この鉱区における実際の運営主体が三井鉱山の傍系会社として発足した松島炭鉱株式会社である。古賀鉱業がすでに操業していた第一坑～三坑を引継ぎ、採炭を開始した¹⁵⁾。

池島周辺の松島鉱区炭層調査は、昭和2（1927）年、池島郷字池端における試錐調査に始まる（第2表）。その後昭和4年までにさらに池島内でもう一ヶ所、暮島（池島の西南西に所在する無人島）で一ヶ所の試錐を実施している。試錐の結果は定かではないが、池島および暮島周辺の海底石炭資源はこの時点からすでに開発の視圏に入っていたといえよう。

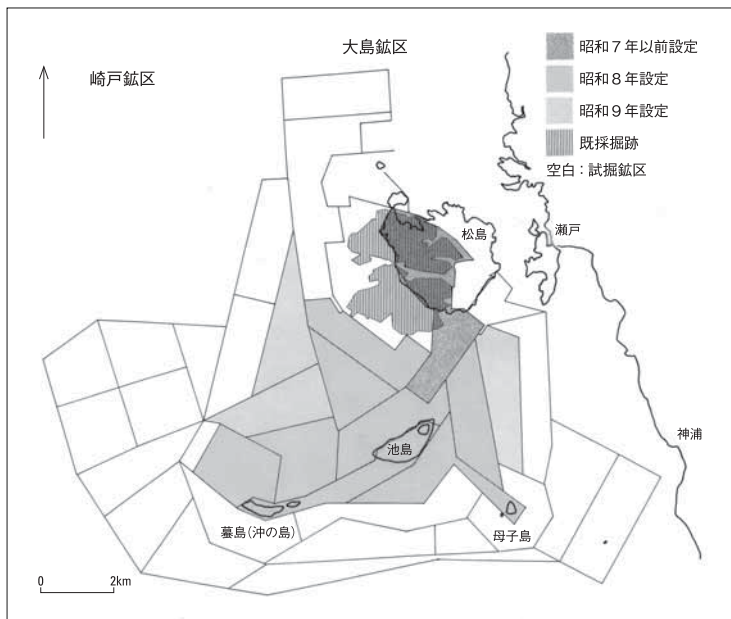
松島炭鉱の鉱区展開を示した第1図によると、池島および暮島周辺に採掘鉱

第2表 池島周辺で実施された試錐調査

実施時期	試錐名	位置	目的	備考
1927	池島一号	池島郷池端	炭層調査	
1928～1929	池島二号	池島郷岳下	〃	
1929	藁島一号	池島郷藁島	〃	
1939～1942	藁島	池島郷藁島	〃	
1940～1942	池島三号	池島郷川尻	〃	
1942～1944	池島四号	池島郷下大久保	〃	
1947～1949	炭田開発池島一号	池島郷池端	〃	国の直営
1951	鏡ヶ池一号	池島郷鏡ヶ池	第三紀層地盤調査	
1951	鏡ヶ池二号	池島郷鏡ヶ池	〃	
1951～1952	鏡ヶ池三号	池島郷鏡ヶ池	〃	
1951	鏡ヶ池四号	池島郷鏡ヶ池	〃	
1951～1952	鏡ヶ池五号	池島郷鏡ヶ池	〃	
1952	鏡ヶ池六号	池島郷池端	〃	
1952～1958	池島六号	池島郷母子島平上	炭層調査	
1958～1959	池島七号	池島郷小張	〃	

- ・池島鉱の営業出炭までの試錐
- ・『松島興産七十年史』211頁および聴き取りにより作成

第1図 松島・池島周辺における採掘鉱区展開（昭和25年頃の状況）



『鉱区一覧』『直営炭発池島第一号試錐終了報告』より作成

区を設定したのは昭和8（1933）年である。もちろんそれ以前に試掘鉦区の設定をみているが、その時系列的展開は詳らかでない。

昭和9（1934）年、当時松島炭鉦の主力であった松島第四坑が水没し、翌年第五坑も廃坑となり、採掘の中心は大島へ移ることとなった¹⁶⁾。昭和12（1937）年、松島第一坑も廃坑となり、松島鉦区における松島炭鉦の稼働坑口は消滅する。

もちろんこのまま松島鉦区を放棄することではなく、昭和10（1935）年大島第一坑の開坑着手後、社内に「松島開発準備委員会」を設け、昭和14（1939）年から同19（1944）年にかけて暮島・池島に炭層調査のため3本の試錐を行っている。

戦後、昭和22（1947）年に始まった石炭庁（当時）直轄の炭田開発池島第一号試錐は、「松島・池島間ノ開発計画 池島深部ノ炭層ノ実情ヲ調査スルヲ適ス」¹⁷⁾、「池島深部ノ炭層状況ヲ調査シ、松島及池島ヨリ新坑開発ノ計画ナリ」¹⁸⁾とあるように松島から池島にかけて所在する未採掘の海底炭層を開発する目的で、松島と並んで池島を開発基地の候補として挙げている。

この試錐の結果、昭和24（1949）年3月、炭層（十八尺層）に着炭し、当時の計算で理論可採埋蔵量3億4,000万トンの石炭資源の本格的採掘に着手することとなった。

試錐結果報告書には今後の企業化に対する効果として「炭層地質状況の確認は池島よりの開発計画に寄與する所甚大であった」「海面下の地質構造把握のため松島池島間及び池島暮島間の物理探鉱による調査が要望される」とあり、池島を開発の基地とする意図を示すと同時に池島以西の開発をも展望している¹⁹⁾。

ここで松島炭鉦は開発の基地を松島と池島のいずれにするか、それぞれの利点と欠点を挙げて検討している（第3表）。これまで事業を展開してきた松島は炭鉦用地や港湾の条件で有利な反面、島の周辺は既採掘跡であり、新たに開発しようとする区域に到る坑道掘進に経費と期間とを必要とする。結局、港湾や土地条件などの点で問題はあつたものの、処女炭層の真上に位置する池島を選定することとなった。

池島を開発基地とすることは、当然ながら炭鉦用地の買収が不可欠となる。地元新聞には「池島の住民を西彼神浦村に移住させることも考えられている」との記事²⁰⁾が掲載されるなど、池島住民との交渉以前に用地買収に関して何らかの計画が存在したものと推測するが、詳細は不明である。

用地買収の経緯は後に詳しく考察する。

第3表 松島鉱区再開発にあたっての各利点・欠点

	利点	欠点
松島	1 面積が広く、良港がある	1 島の直下および周辺海面下は既採掘跡で浅く湧水甚だしく出水危険区域である
	2 社有地が十分あり用地に困らない	2 開発は工費の高い立坑方式となる
	3 対岸（西彼杵半島）や大島に近い	3 松島沖断層以南の採掘区域に到る長大な坑道を要し、工費と工期が増大を来す
池島	1 稼行鉱区有望処女炭層の真上にある	(松島の利点の逆)
	2 工事費が比較的安い斜坑方式が採用できる	
	3 徒歩による退避手段が期待できる	

・『松島興産七十年史』93～94頁より作成

Ⅲ. 炭鉱開発以前の池島

(1) 対象地域の概観

西彼杵半島の西側には、北から大島、蠣浦島、崎戸島、松島という4つの離島、さらに南には野母半島の沖に伊王島、高島、端島という離島が位置している。そのいずれの島にもかつて全国有数の規模をもつ財閥系資本の炭鉱が稼働していた。このことからわかるように、長崎県本土西側の海底には広域にわたって炭層が賦存している。池島もその海底炭層の上に存在する。

池島は周囲約4km、面積約0.9km²で西彼杵半島神浦の西方海上約7kmに位置している（第2図）。島は鏡池周辺を除き、標高100mほどの玄武岩台地で、海面下は第三紀層からなる。北部に流れる小河川沿いの斜面および海岸部に80数戸の集落が展開し、台地上は畑が開墾され、麦・甘藷栽培を中心とした自給的農業が営まれていた。

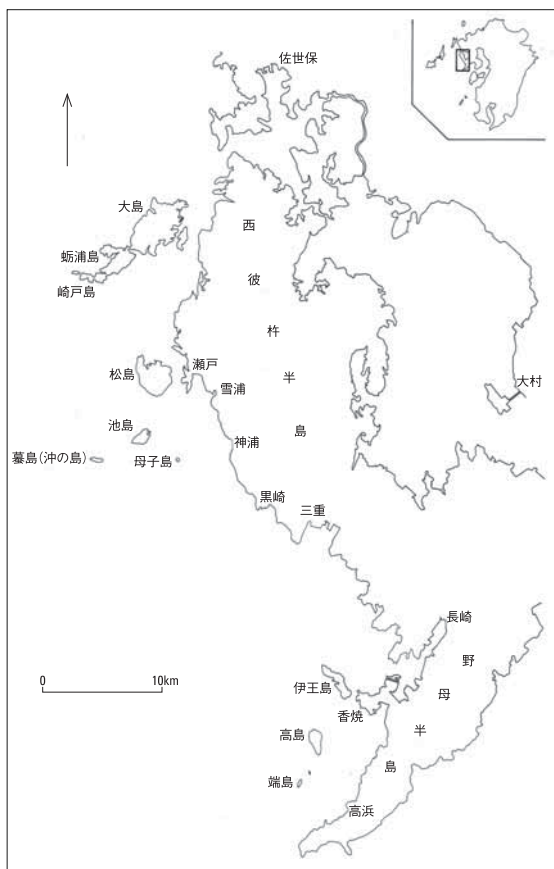
寛永7（1630）年、キリシタン迫害により池島からも殉教者が出たという記録²¹⁾があり、また同13（1636）年、外海十六ヶ所番所の一つが設置されていることから、この頃にはすでに居住者がいたことがわかる。

近世期から男性は船員として出稼ぎを行い、女性が島で農業を営むという生活をおくってきた。近代に入ってから炭鉱開発までその生活形態はほとんど変化がなかったが、対岸と1日1便の郵便船が通うだけであった離島に炭鉱開発

が行われた後は外部から労働者が流入し、人口集中地区の指定を受けている。

炭鉱開発当時、池島は西彼杵郡神浦村に属していたが、神浦村は隣村の同郡黒崎村と昭和30（1955）年に合併して同郡外海町の一部となり、平成17（2005）年には長崎市に編入されている。

第2図 池島の位置



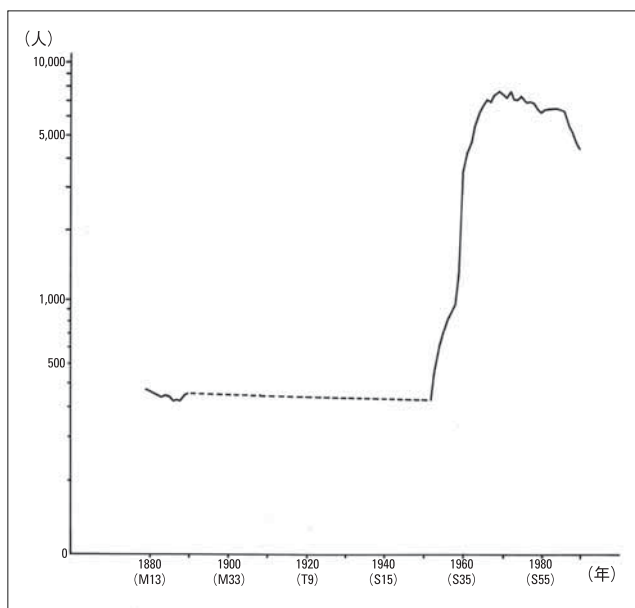
(2) 炭鉱開発以前の池島

炭鉱開発による地域社会へのインパクトを取り上げる場合、そのインパクトを受け止める側の質が問題となる。ダム建設による村落移転の研究²²⁾では「村落構造」を指標としてその移転形態の相違を論じているように、「村落構造」があるインパクトに対する対応を規定するという視点は分析上有効であると考ええる。この場合の「村落構造」とは上記の研究のように世帯間の結合関係・土地所有状況、住民の職業や経済状況などを包含するものとしてとらえる。

(a) 就業形態

池島における人口推移を示したのが第3図である。不明年次が多いものの、明治年代以来人口はほぼ360～320人の間で推移し、おそらくそう大きな変動はないものと考えうる。これは分家が困難な状況を示しており、島の人口はほぼ飽和状態にあったものと推測する。聴き取りでも次男三男以下は島外へ流出していたという。

第3図 池島の人口推移



・破線はデータ欠損部分

[資料] 明治11(1878)年：『共武政表』

明治16(1883)～23(1890)年：『長崎統計書』

明治27(1960)～：住民登録台帳（各年12月末）

戦前における池島住民の生業を第4表に示した。年齢層区分は炭鉱開発交渉の始まった昭和26（1951）年当時のものである。20歳代以下の非労働力人口を除外すると、男性は船員がもっとも多く、28名（女性は1名）を数える。『大村郷村記』^{23）}には「——此嶋元來僅の地にて、人家多く、土地の産物衣食に給せず、故に男子は四時海に航し、運送の利を得て生活を送るなり」とあり、近世期から男性は船員（海運業）に職を得ていたことが知れる。戦前においては主に北九州～長崎間の貨物船や石炭船（黒船）、外国航路などであった。船員は知人の紹介などで採用することが多いともいい、池島の男性が伝統的に船員として働いていたことが推測できる。妻と子どもとはほとんどの場合島に残り、出稼ぎという形であった。

池島では水稲作は皆無で、島沿岸の磯で「口あけ」を待って採取する藻を肥料とし^{24）}、全島面積の約60%を占める畑地で麦・甘藷を中心とした自給的畑作農業を展開していた。島で農業を営んでいた主体は女性である。

第4表 池島住民の戦前における職業

年齢層	0	10	20	30	40	50	60	70	不明	計
船員 (男)			4	11	10	2		1		28
(女)				1						1
農業 (男)							1			1
(女)			13	16	15	15	7	2		68
漁業 (男)					1	8	3			12
(女)										
船主 (男)						1	1	1		3
(女)										
大工 (男)				1 (2)	(1)		1 (1)			2 (4)
(女)										
商業 (男)					1		1			2
(女)										
その他 (男)		(1)		(2)	(2)	(2)				(7)
(女)										
無職 (男)	24 (4)	35 (3)	24 (1)	1	1					85 (8)
(女)	34 (4)	22	10 (2)							66 (6)
不明 (男)				4	1 (5)	(3)	2	1	(2)	8 (10)
(女)				2 (5)	1		(3)	1 (1)	1	5 (9)
計 (男)	24 (4)	35 (4)	28 (1)	17 (4)	14 (8)	12 (5)	8 (1)	3	(2)	141 (29)
(女)	34 (4)	22	23 (2)	19 (5)	16	15	7 (3)	3 (1)	1	140 (15)

- ・括弧内は島外在住者数（外数。判明分のみ）
- ・年齢層は昭和26年当時のもの（～歳代を示す）
- ・0～20歳代の無職者は非労働力
- ・聞き取りにより作成

明治21（1888）年の県統計書に初めて「漁浦」として池島が記載されている。明治30年代には大敷網が組み立てられたこともあるという²⁵⁾ものの、営みとしては池島および暮島の周辺で行われる一本釣りが中心であった。戦前における漁業従事者は比較的高齢層を中心に12名を数える。中には船員の経験者もあり、船員をやめて帰島し漁を始めたものとする。

このように戦前における池島では、男性は船員として島外へ出稼ぎ、残った女性が農業、男性の高齢層が漁業に従事するという就業形態を示していた。

(b) 土地所有および経済状況

地目別土地面積を第5表に示した。全島面積の約60%を個人所有（民有地）の畑が占めている。池島の共有地は山林・原野に存在するが、山林にしても面積的には狭小で後述するように共有林としての役割を果たしていない。

開発当時の各戸の耕地所有面積（畑のみ）を第4図に示した。他地域との比較を欠いているため断定はできないが、明瞭な階層関係は存在しないと考える。分家・不在地主・島外地主を除く76戸の平均所有面積は1,437坪であるが、土が浅く、傾斜のある段々畑という池島の土地条件を考慮すると実際には他所と比して収穫高は劣るものと思われる²⁶⁾。

ここではさらに各世帯の耕地の位置を検討する必要があるが、資料の都合上、その分析を欠くことになった。

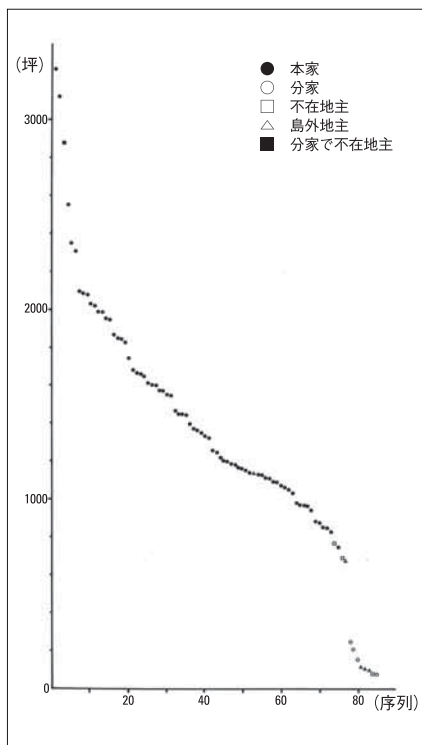
田とはシチトウ田のことである。島の北東端、汽水の鏡池の周囲でシチトウ蘭栽培を行っていた²⁷⁾。一戸あたりのシチトウ田所有面積は（台帳面積で）総じて30坪未満である。炭鉱開発時にこのシチトウ田を所有していたのは46戸、池島全戸中の50%強で、シチトウ田総面積の33%、391坪は池島郷の所有であった。

第5表 炭鉱開発以前の池島における土地面積内訳

	田		畑		山林		原野		その他		計
		比(%)		比(%)		比(%)		比(%)		比(%)	
村有地 (実測) (台帳)		-		-		-		-	4,527.83	39.1	4,527.83 (86)
郷有地 (実測) (台帳)	391	33.1	11,227.5	-	4,947.07 (30)	50.0	38,876.16 (283)	80.6	7,049.36 (6)	60.9	51,274.81 (394)
民有地 (実測) (台帳)	791.4	66.9	116,820.16 (1,414)	100.0	4,943.63 (685)	50.0	9,379.37 (350)	19.4	-	-	131,934.56 (2,449)
計	1,182.4	100.0	116,831.38 (1,575)	100.0	9,890.7 (715)	100.0	48,255.53 (633)	100.0	11,577.19 (6)	100.0	187,737.2 (2,929)

- ・他に軍用地が1170坪あるが内訳不明
- ・土地台帳分の数値は構成比計算に含まない
- ・単位：坪

第4図 池島各戸の畑地所有面積



シチトウ藪は盆過ぎに取り入れ、正月前に畳表に織りあげる。一戸あたり30枚程度を対岸の神浦へ持参し、商店や個人宅で正月用品と交換、あるいは現金化するなど貴重な換金作物であった。炭鉱開発時の交渉記録では、炭鉱側はシチトウの損害補償として坪あたり畳表生産高1.5～2枚平均を見積り、1枚300円の評価を与えている²⁸⁾。

しかし第6表が示すように、西彼杵郡では戦後、シチトウ藪栽培はほとんど消滅しており、また聴き取りによれば、池島郷の所有する田はすでに不耕作地と化していたということからも、開発当時にはすでに換金作物としての価値を半ば失っていたものと推測する。

(c) 共同体的性格

水田耕作が行われず、畑作に農業の基盤を持つ場合は、水利などの強い規制もなく、「共同態」も存在しない²⁹⁾という。池島でも農業においては農繁期に労働力を相互提供していた程度で、特に共同作業的なものが行われていたとは聞かないが、池島のような離島に生活する場合、何らかの相互制約・秩序・規範が必要であったことは否定できない。

その一つが、資源保護・平等利用を前提とした薪採集の「口あけ」であった。池島において山林は全島面積の5%、10,000坪に過ぎない。池島島内の山林の50%を占める郷有林の雑木は、十分成長する間もなく伐採するため島内には薪が不足していた。個人所有山に植樹した松木や、五島列島などから購入した薪の他、原野総面積の80%を占める郷有原野に繁殖するカヤ・ススキ、あるいは流木などを利用していた。不足分を補うため池島では資源保護と平等利用を前

提に年に1～2回「シバの口」として解禁日を定め、無人島である葦島の村有林で住民総出で雑木を伐採することを慣習としていた。この村有林の利用は池島住民に限られていた³⁰⁾。

第6表 シチトウ蘭の生産

年代	長崎県		西彼杵郡	
	作付面積	収穫高	作付面積	収穫高
明治40(1907)年	9.5	14,164		
41(1908)年	21.3	36,895		
42(1909)年	22.6	34,552		
43(1910)年	23.0	39,703		
44(1911)年	23.1	35,327	-	-
大正元(1912)年	24.0	26,784	0.1	117
2(1913)年	30.5	31,771	6.2	3,899
3(1914)年	29.7	52,755		
4(1915)年	25.6	52,787	0.7	1,623
5(1916)年	37.1	45,094		
6(1917)年	38.5	36,888		
7(1918)年	42.8	48,167	2.0	2,672
8(1919)年	40.6	52,180		
9(1920)年	42.6	53,988	1.6	2,864
10(1921)年	34.9	46,980	1.9	3,067
11(1922)年	28.0	34,161	1.7	2,778
12(1913)年	28.7	32,281	1.7	3,201
13(1914)年	27.4	37,316	1.8	3,555
14(1915)年	31.1	31,756	2.6	3,262
15(1916)年	31.0	33,309	2.7	3,046
昭和2(1917)年	33.3	50,771	3.9	3,288
3(1918)年	30.6	54,202	1.7	2,130
4(1919)年	28.4	48,351	0.9	1,125
5(1920)年	26.1	34,170		
6(1921)年	26.2	30,826	0.7	625
7(1922)年	22.8	29,322	1.5	3,735
8(1933)年	23.0	30,032	1.6	1,975
9(1934)年	23.6	32,142	1.6	2,765
10(1935)年	23.9	28,022	1.6	2,365
11(1936)年	18.7	25,173	1.4	2,005
12(1937)年	19.5	23,800	1.3	1,626
13(1938)年				
26(1939)年	15.0	28,000	0.1	170

単位：作付面積（町） 生産高（貫）
『長崎県統計書』より作成

藁島の林野は西側半分が村有林であり、東側は魚付林として国の管理下にあるが、両者間に設けられた消火帯の伐採も以前から池島住民の仕事であった。

その他、池島には整備された港が存在しなかったため、天候の状況により島の3カ所の浜に伝馬船の引揚場を設けていた³¹⁾。そこでの船の引き揚げを住民が相互援助し、また浜を「毎年部落民が総出し公役にて修復」していた³²⁾。

(d) 家の結合（婚姻）関係

聴き取りによれば炭鉱開発以前の池島では島内婚がほとんどであったという。80数戸にのぼる池島内の各家々の結合関係を逐一明確にはできないが、開発当時の池島在住者の婚姻を指標にとると、夫婦両者とも池島出身者である婚姻関係が65例中47例を占めている（第7表）。つまり「地縁組織」＝「親族組織」という状態に近かったといえる。このような婚姻関係が家同士の結びつきを強めていたことは否定できない。

(e) 開発当時の状況

終戦直後から炭鉱開発に至るまで、池島においてどのような営みが行われていたのか今一つ明確にならない。聴き取りでは復員や島外からの帰島者を含め、他に仕事がないため多くが池島において農・漁業に従事していたという。昭和24（1949）年の神浦漁業協同組合の正組合員を第8表に示した。40～60歳代を中心に19名で、戦前からの専業の他に船員経験者などを含んでいる。

昭和22（1947）年度の村民税賦課等級を第9表に示した。4等級から免税まで幅広く分布しているものの、土地所有面積との相関はまったくなく、土地所有面積から村民税等級を説明できない。終戦直後という特殊事情を考慮せねばならないが、これはつまり当時の収入の基盤が農産物には存在しなかったことを示しているものと解釈したい³³⁾。

また、集落から遠い場所は人手不足などですでに放棄していた畑も存在した³⁴⁾。昭和26（1951）年11月に池島住民が神浦村に提出した嘆願書では、出稼ぎによって83世帯325名の生計費900万円を得ていたとある。この数字の真否はともかく、単純に計算すると一戸あたり年平均10万円余の収入となる。

開発当時はまだ灯火なく³⁵⁾、集落下の2カ所の井戸および集落中央を北流する川に設けた水溜に水源を求めていた。対岸神浦との交通は1日1便の郵便船のみであった。

(f) 炭鉱と池島住民との関係

既述したように、戦後松島炭鉱が池島において試錐事業を行ったが、池島住

第7表 開発当時の池島における
婚姻関係（判明のみ）

	(組)	備考
夫婦とも 池島出身	47	うち、婿養子5
妻が島外出身	10	
[内訳] 五島	3	
松島	2	
不明	5	
夫が島外出身	8	うち、婿養子2 夫婦養子2
[内訳] 神浦	1	
瀬戸	1	
他	2	
不明	4	

注) 聴き取りにより作成

第8表 池島の漁協組員（昭和24年）

	年齢	戦前の職業
A	40	商店経営
B	40	船員
C	50	船員
D	40	船員
E	60	船大工
F	50	漁業
G	40	船員
H	50	船主
I	60	漁業
J	60	漁業
K	40	漁業
L	50	漁業
M	50	漁業
N	50	漁業
O	70	船員
P	30	船員
Q	60	船主
R	50	(島外)
S	40	船員

- ・すべて正組員（当時出資金800円）
- ・実名は伏せて記号で示す
- ・年齢：当時の年齢層（～歳代）を示す
- ・神浦漁業協同組合資料および聴き取りにより作成

第9表 昭和22年度村民税賦課額等級

等級	賦課額	神浦村 戸数	池島 戸数	合計金額
1	550	1		550
2	510	4		2,040
3	465	14		6,510
4	420	16	1	6,720
5	390	23	1	8,970
6	360	25		9,000
7	330	31		10,230
8	305	39	1	11,895
9	280	68	4	19,040
10	255	58	4	14,790
11	230	49	1	11,270
12	205	80	9	16,400
13	180	62	6	11,160
14	155	63	3	9,765
15	130	63		8,190
16	110	59	3	6,490
17	90	77	2	6,930
18	65	65	3	4,225
19	45	79	3	3,555
20	30	121	3	3,630
21			3	
22			1	
23			3	
24			2	
25			4	
26			4	
27			12	
	免		2	
	他		3	
計		997	78	171,360

単位：賦課額（円）

資料 神浦村役場「昭和二十二年度 議案綴」

民と松島炭鉱との関係は、その炭田開発池島一号試錐事業を契機にすでに始まっていた³⁶⁾。戦後、この試錐事業以前に松島炭鉱に就職していた者も若干名いたが、主に20歳前後の若年層を中心に池島住民の数名がこの事業に作業員として従事し³⁷⁾、そのまま松島炭鉱株式会社の社員として昭和24（1949）年3月の試錐終了後、大島鉱業所に就業している。昭和26（1951）年の開発交渉当時、20歳代を中心に16名が大島鉱業所に在籍している。

このように、戦前においては、船員による出稼ぎと豊表を主な収入源とし、島内で自給的農業を展開していた。共有林は燃料供給源としての役割を果たさず、隣島の林野資源の利用において規制が存在していた。旧来から島内婚が多く、この婚姻関係が家同士の結合を強めていたものと考えられる。戦後の池島は、すでに炭鉱と一部関係をもちながら、島内において農・漁業を営む生活を展開していた。

そのような状況の中、炭鉱の開発が開始されることになる。

IV. 開発交渉の経緯

（1）神浦村の人口・財政状況

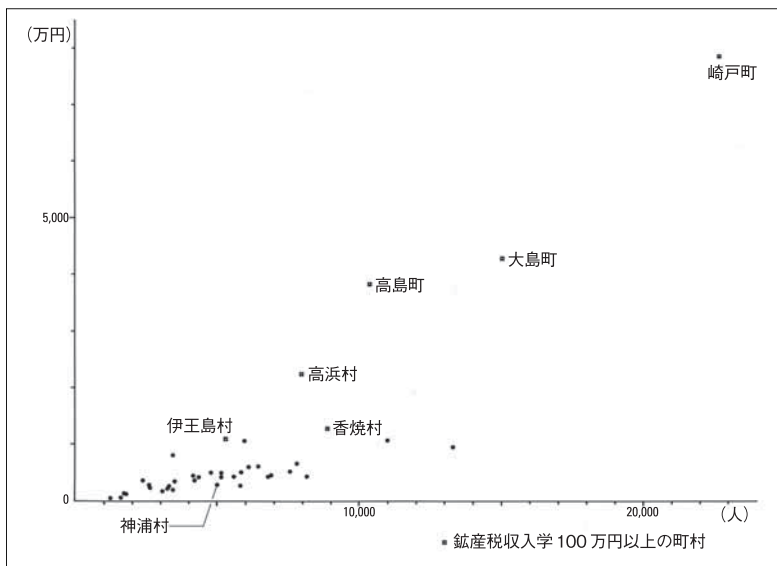
松島炭鉱は昭和23（1948）～24（1949）年に松島炭区再開発の基地として池島を選定しつつも、諸種の理由により、池島における表立った用地買収に着手したのは昭和26（1951）年9月である。松島炭鉱は池島島内の官有地（旧軍用地）払下願を長崎県に提出した³⁸⁾。

これに対し池島住民は、人口増による食料難を理由に、旧地主41名の連署をもって当該地の旧地主への払下げを神浦村へ嘆願している³⁹⁾。

ここで「地方行政・議会」という要素を考察の視野に入れる必要がでてくる。当時、神浦村議会は池島出身の議員1名を含む22名の構成で、すでに昭和25（1950）年12月の時点で炭鉱開発に関する発言が議会録に記録されている。この時期から神浦村では炭鉱の誘致に向けて模索を開始していた。結局、この嘆願に対し神浦村議会は、「村の利益」を念頭に置きつつも、池島の旧地主に払い下げを求める手続きをするよう決定を下している。

ここで当時の神浦村の財政状況を検討する（第5図）。西彼杵郡内に限って各町村人口と町村税収入との関係を示したが、崎戸町をはじめとする炭鉱を有する町村が鉱産税などにより高い税収入を得ているのに対し、神浦村は近辺の町

第5図 西彼杵群各町村人口と町村税収入



人口：昭和25年国勢調査

町村税収入：昭和26年度決算見込額（『長崎県統計年鑑』による）

第10表 昭和26年度町村税収入上位町村（西彼杵郡 1000万円以上）

順位	町村名	町村税	うち鉱産税 (%)	操業炭鉱企業
1	崎戸町	68,516	16,665 (24.3)	三菱鉱業
2	大島町	42,920	11,665 (27.2)	松島炭鉱大島鉱業所
3	高島町	38,422	11,100 (28.9)	三菱鉱業二子砦
4	高浜町	25,336	6,356 (25.1)	三菱鉱業端島砦
5	香焼村	12,825	1,118 (8.7)	香焼鉱業・川南工業
6	伊王島町	11,007	2,322 (21.1)	長崎鉱業
7	長与村	10,794	- (-)	
8	野母村	10,664	- (-)	
30	神浦村	2,625	- (-)	

・単位：千円

・資料：『長崎県統計年鑑』より作成

村と並んで相対的に低い地位にある。また、町村税収入の上位町村には総じて炭鉱が稼働していることからみても（第10表）、当時神浦村としても村内への炭鉱の誘致を強く企図していたと考えられる。

また補足として、西彼杵郡内における各町村の人口流入・流出状況を第6・7図、神浦村の人口推移を第11表に示した。指標として県統計書にある「本籍人口」と「現住人口」を用いた⁴⁰⁾。昭和14（1939）年の段階では40年前の明治33（1900）年と比して神浦村および周辺町村の人口流出が特に著しいことがわかる。ここでは人口流出の要因などは検討できないが、人口に見合う農地の欠如などに大きな原因があるものと推測する。

（2）「池島住民生活権擁護連盟」の成立

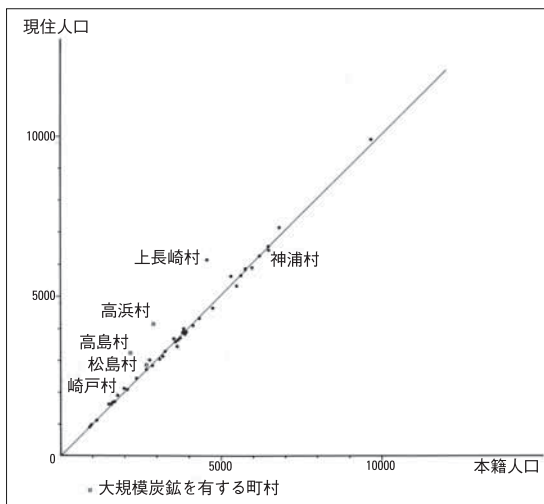
昭和26（1951）年11月4日に至り、池島住民は炭鉱開発に対する生活の保障を訴える嘆願書を神浦村に提出した⁴¹⁾。その中には、すでに炭鉱が展開している西彼杵郡内の大島と伊王島とを島の代表者が視察し、住民と鉱業所との間に軋轢・紛争の絶え間がないこと、村議会が無きに等しいこと、および漁場の荒廃などを観察し帰島したことを記している。こうした状況から池島住民で「池島住民生活権擁護連盟」を結成し、炭鉱側との個人交渉に応じない旨の誓約書を住民に提出させている。また、土地収用法による農地の収用を懸念しつつ、開発後の生活に関し炭鉱側から何ら具体的な提示がないことから、将来にわたる生活保障の確約がない限り土地買収には応じない姿勢を示した。

このように、既存の離島炭鉱での視察に基づき、個人的交渉を避け「池島住民生活権擁護連盟」を結成した点は、炭鉱開発による生活の危機感のあらわれから、住民全体を一つにまとめ、世帯間の格差を生じさせないという理念が存在し、池島という共同体意識が強く働いた結果であると解釈する⁴²⁾。

実際の交渉などにあたることになった「池島住民生活権擁護連盟」の構成委員は、当初11名（土地売買時の交渉代表を含めると14名、実際に交渉に携わったのは9名）で、過去に池島郷長や村会議員経験のある40～50歳代を中心としたいわば島内で社会的地位の高い層が主体である（第12表）。しかし中には分家の者や船員などで池島を離れていた者を含んでおり、また昭和22（1947）年度村民税等級および畑地の所有面積が上位の者が代表者となったわけでは必ずしもない。聴き取りでは島外での社会経験が豊富な者が炭鉱側との交渉にあたっては不可欠であるといった意識があったという。特に副委員長を務めた人物は、以前高島炭鉱社船の船長や警察官の経歴を持ち、当時の神浦村村会議員でもあり、高いリーダーシップを発揮していたと聞く。

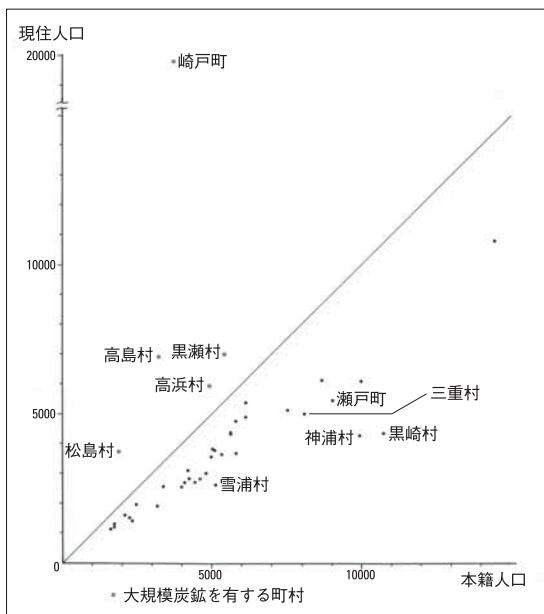
また、このうち3名を除いては、高齢ということもあり、炭鉱開発後、炭鉱

第6図 西彼杵郡各町村における本籍人口と現住人口 [明治33(1900)年]



『長崎県統計書』より作成

第7図 西彼杵郡各町村における本籍人口と現住人口 [昭和14(1939)年]



『長崎県統計書』より作成

直接の仕事には結果的に従事しておらず、炭鉱側との交渉に臨みやすかったものと推測する。

第11表 神浦村の人口推移

	本籍人口 (A)			現住人口 (B)			現住戸数	(B) - (A)			出員			入寄留		
	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計
明治30(1887)年			6,087			6,028	1,087			-59						
33(1900)年			6,431	3,216	3,166	6,382	1,186			-49						
34(1901)年			6,479	3,214	3,196	6,410	1,186			-69						
35(1902)年			6,513	3,281	3,230	6,511	1,126			-2						
36(1903)年			6,678	3,319	3,299	6,618	1,113			-60						
41(1908)年	3,457	3,472	6,929	3,325	3,371	6,696	1,053	-132	-101	-233						
43(1910)年	3,533	3,525	7,058	3,388	3,435	6,823	1,073	-145	-90	-235						
44(1911)年	3,571	3,567	7,138	3,409	3,468	6,877	1,066	-162	-99	-261						
大正元(1912)年	3,594	3,633	7,227	3,420	3,484	6,904	1,077	-174	-149	-323						
2(1913)年	3,618	3,611	7,229	3,585	3,622	7,207	1,188	-33	11	-22	80	26	106	47	37	84
3(1914)年																
4(1915)年	3,684	3,720	7,404	3,319	3,443	6,762	1,007	-365	-277	-642	408	316	724	43	39	82
5(1916)年																
6(1917)年																
7(1918)年	3,727	3,745	7,472	3,025	3,088	6,113	1,051	-702	-657	-1,359	749	696	1,445	47	39	86
8(1919)年																
9(1920)年	3,789	3,804	7,593	2,587	2,757	5,344	1,054	-1,202	-1,047	-2,249	1,240	1,075	2,315	38	28	66
10(1921)年	3,837	3,840	7,677	2,748	2,718	5,466	1,063	-1,089	-1,122	-2,211						
11(1922)年																
12(1923)年	3,946	3,936	7,882	2,717	2,804	5,521	1,059	-1,229	-1,132	-2,361						
13(1924)年	4,067	4,063	8,130	2,583	2,647	5,230	1,020	-1,484	-1,416	-2,900						
14(1925)年	4,117	4,137	8,254	2,532	2,865	5,397	1,024	-1,585	-1,272	-2,857						
15(1926)年																
昭和2(1927)年	4,254	4,326	8,580	3,351	3,454	6,805	1,036	-903	-872	-1,775						
3(1928)年	4,309	4,412	8,721	2,505	2,615	5,120	1,005	-1,804	-1,797	-3,601						
4(1929)年	4,363	4,481	8,844	2,431	2,504	4,935	973	-1,932	-1,977	-3,909						
5(1930)年	4,437	4,556	8,993	2,519	2,516	5,035	1,010	-1,918	-2,040	-3,958						
6(1931)年	4,487	4,620	9,107	2,528	2,591	5,119	1,062	-1,959	-2,029	-3,988						
10(1932)年	4,453	4,781	9,234	2,410	2,623	5,033	996	-2,043	-2,158	-4,201						
11(1933)年	4,723	4,884	9,607	2,270	2,480	4,750	971	-2,453	-2,404	-4,857						
12(1934)年	4,793	4,958	9,751	2,199	2,431	4,630	942	-2,594	-2,527	-5,121						
13(1935)年	4,860	5,025	9,885	1,975	2,274	4,249	904	-2,885	-2,751	-5,636						

・各年12月末日現在

・資料：『長崎県統計書』より作成

第12表 池島郷の代表者構成

	年齢	家	等級	所有面積	前職	開発後職業	備考
A 委員長	50	本家	12	1323	漁業	-	S.21 ~ 25 郷長
B 副委員長	50	本家	-	2034	警察官・ 船長	旅館経営	S.27 ~ 28、30 ~ 郷 長、 ~ 27 村議
C 委員	40	本家	8	1688	漁業		S.25 ~ 27 郷長
D 〃	40	分家	22	-	船員	-	父親がS.5 ~ 7 郷長
E 〃	50	本家	11	2021	漁業	-	S.14 ~ 17 郷長
F 委員・代議員	60	本家	26	1948	船大工	-	S.17 ~ 21 郷長
G 〃	40	本家	10	1560	船員	池島鉦鉦員	
H 〃	40	本家	13	2035	商店経営	商店経営	S.28 ~ 30 郷長
I 〃	60	本家	12	1131	商店経営	商店経営	
J 代議員	50	本家	5	1877	船主		
K 〃	40	本家	12	1370	船員	請負	
L	40	本家	19	1155	船員・漁業	商店経営	のちに村議
M	60		-	-	船大工	-	戦前に土地を手放し五 島列島へ 五島で町議
N	20	本家	-	-	大島鉦鉦員	池島鉦鉦員	

- ・年齢は昭和26年当時（～歳代を示す）
- ・全員男性 N以外は全員世帯主
- ・等級：昭和22年村民税賦課等級を示す
- ・所有面積：畑の所有面積（坪）
- ・交渉への参加：昭和26（1951）年11月17日～27年2月29日までの交渉等参加状況
- ・資料：『契約書・覚書』（池島郷所有）および聴き取りにより作成

なお、神浦村側にも調定委員が立ち、炭鉦と池島との間の連絡などの役割を担っていたが、住民に何ら利益をもたらさないといった理由で池島側が不信感を表明したり、調定委員の一部を排除する傾向にあった。このようなことから、池島の住民自らが中心となって交渉を進めていこうという意識が読み取れる。

（3）交渉の経緯

「池島住民生活権擁護連盟」はその名称の通り池島住民の「生活権」を守り、「生活保障」の獲得を意図して生まれた組織であった。ここで注目すべきは、炭鉦開発に対する賛否を問題にせず、すでに炭鉦開発を前提として交渉を進めようとしている点である。これは昭和26（1951）年11月17日に始まった炭鉦側との第1回交渉で、池島側は土地を譲ることにすでに同意していることから明らかである⁴³⁾。両者は畑の売買を実測により行うこと、畑の等級を同等とすること、シチトウ田の売買は台帳面積で行うことで同意をみている。このうち

畑の売買は実測により行うという項目は池島側からの要求である。

これらの対応をどのように解釈するか。池島の「土地」に対する考え方（評価）や当時の社会背景を考慮に入れる必要があるものの、聴き取りでは従来の出稼ぎ中心の生活よりも、家族と島と一緒に暮らせる生活の方を選択した、ということ池島住民は口にする。おそらくこの要因が最も大きなウエイトを占めるものと考えられる。

畑の面積は実測でという希望は、台帳面積に比し実測面積の方が何割か広くなるためであるという。田（シチトウ田）は池の水際に所在するため、水中に没している部分もあり実測できないためという。畑の等級を同等にという点は世帯間に格差をつけないため池島側からの要求だと聞かすが、炭鉱側が作業の煩雑化を避けたことが大きいと考える。結局、土地の質は問題にせず、面積を基準においたことが池島の場合の特徴である。

第13表に交渉経緯を示した。第1回交渉以後、池島側は要求の主眼は炭鉱開発後の「生活の保障」である。当時、池島島内には老夫婦と娘のみ、あるいは母親と娘といった世帯が10数戸存在し（第14表）、炭鉱開発による耕地売却後の生活を考慮したものである。記録の文面から「生活の保障」とは「生活保障金」のことを指したものと解釈する。また、炭鉱への住民の優先採用もあわせて訴えている。

当初、炭鉱側は生活の保障については拒絶していたものの、交渉開始以来ほぼ1ヵ月後の12月22日、神浦村長の立会いのもと、炭鉱への完全雇用と生活の保障とを確約するかわりに炭鉱施設の一部建設の同意および今後の交渉の円満解決に努力するという内容の簡単な覚書を交わした。

その後、生活保障の認定基準などの詳しい交渉と平行して、水・電気の供給などを池島側は要求している⁴⁴⁾。池島側の要求についての炭鉱の対応を第15表に示した。これら池島からの要望は、後に示す『覚書』を交わした時点で炭鉱側はほとんど受け入れている。

土地買収の具体的な交渉に入ったのは昭和27（1952）年の3月22日である。交渉記録には、炭鉱側が畑1坪当たり144円60銭という価格を提示したのに対し、「島民憤激」との記載があるが、これ以後の記録を欠いているため土地買収に関する協議内容は不明である。

結局、同年5月に炭鉱と池島住民（池島地主代表）との間に土地売買についての契約が成立した。同時に神浦村長・村議会代表の立会いのもとに生活の保

障などについて以下に示す15項目にわたる覚書を取り交わした。

池島に於ける炭鉱開発に関する昭和二十六年十二月二十二日附覚書に基き松島炭鉱株式会社は左記方法により現在の池島在住者（現在出稼中にして炭鉱事業中に帰島する者を含む）将来の生活に對し責任を以つて保障する事を約する池島在住者は炭鉱開発其他作業の遂行に極力会社に協力する事を約する

記

- 1 将来着炭の上起業工事を終了し現實に營業狀態に入つた時に於て労働の意思と能力を有する者は本人の希望職種を極力認め最大限に会社直接に雇傭する
右雇傭の形式は入籍又は直接日傭とする（完全雇傭）但し職場秩序を乱す言動ある者は此の限りでない
現實に營業狀態に入る前の請負時期に於ては会社は誠意を以つて請負組への雇傭を斡旋する
- 2 現實に營業狀態に入つた時以後に於て不得止理由に依り会社に就労出来ず且農耕地の作付不可能となり従来程度の生活を維持出来なくなつた者に對しては会社は責任を以つて生活の保障をする（生活保障）
- 3 池島現住民が将来魚或は野菜市場の建設又は其他の營業を営む為会社所有の敷地利用を希望する時は会社は事業經營に支障ない限り適當なる地料に依り優先的に貸與する
- 4 会社の株式については将来増資の際株主又は縁故者に對すると同一條件を以つて割當てる
但し株式總数の制限上其の割當数及割當時期は会社に一任する
- 5 池島に於て物品の販売其他の營業を行ふ希望ある時は会社は福利施設として設置すべき売店等の經營と調和を圖つて優先的に之が助長援助する
- 6 会社が設置する医療機関については實費診療の便宜を與へる
右受診に當つては別途会社より特別診療券を發行する
- 7 将来会社が池島への定期船を運航する時はその便乘に付会社従業員及家族並の利用を認める
- 8 将来ガラ焼の希望ある時は会社は都度其の計畫の細部に付別途協議して其の實現に協力する
但し右生産ガラは原則として会社需要に應ずるものとする

- 9 池島突堤の利用については会社業務に支障がない範囲に於て神浦村民の利用を認める
突堤の使用箇所其他具体的な事項は別途会社より示す
- 10 会社は池島の公共的施設の建設に当つては極力援助する
- 11 各戸に對する電灯は九州電力株式会社より電力割当あり且所管官庁の認可ある場合送電する
但し所管官庁の認可は早急に許可に至る迄の責任をもつ事を約する
送電施設費用は会社之を負担する
- 12 会社が設ける福利施設の利用については会社従業員並家族同様に取扱ふ
但し収容人員の制限其他法令による制限或は特殊事情のある施設については都度双方紳士的に協議する
- 13 炭鉱開発が原因して将来水の不足を生じた時は会社は池島在住者（現在出稼者を含む）が生活を維持する為必要程度の水は責任を以つて給水する
燃料は従業員に配給の餘分がある時は適當なる値段で供給する
- 14 一及二の運用に付池島在住者側に異議又は疑義がある時は別に設ける「池島在住者生活保障審議会」に於て都度審議する
右審議会は池島に置き懸廳側二名、神浦村長、神浦村議會議長、会社側一〇名以内、池島在住者側一〇名以内を以つて組織し神浦村長が主宰する
- 15 一及二以外の事項についても解釋上重大なる相違点を見た場合には前項の審議会に諮る事が出来る

第13表 池島郷と松島炭鉱間の交渉経緯・住民の協議内容

年月日		主な内容
1951. 11.17	第1回交渉	買収予定地売買には同意 生活保障を要求
11.19	第2回交渉	生活保障金を要求
11.20	連盟総会	経過報告 将来の運動方針協議
11.21	委員出張	県会副議長・県会議員2名と懇談
11.22	第3回交渉	生活保障要求
11.23	委員会	今後の交渉について協議
11.24	委員会	〃
12. 9	第4回交渉	炭鉱側、発電所等の敷地借用を要求
12.10	連盟総会	経過報告 敷地貸与拒否決議
12.11	第5回交渉	住民の意思を説明
12.12	第6回交渉	住民の優先雇用を要望
12.13	委員会	
12.14	協議会	ケーブル線引揚に同意
12.17	委員出張	社会党支部・県庁を訪問、資料収集
12.18	委員出張	大島鉱業所
12.18	連盟総会	炭鉱側、事業計画を説明
12.21	連盟総会	土地借用に同意の決定
12.21	協議会	覚書調印の申合せ
12.22	連盟総会	覚書の一部訂正
	協議会	覚書調印
12.24	連盟総会	住民に対し覚書の発表 炭鉱借地の現地調査
12.26	委員会	次回交渉要求事項協議(炭鉱直接の雇用、購買事業の特権、医療機関の利用、社船の利用、薪・電気・水の供給、株式分与等)
12.27	連盟男子集会	炭鉱借地の現地調査
1952. 1. 9	現地調査	
1.10	委員会	
1.11	連盟男子協議会	次回交渉協議(完全雇用・生活補助・敷地利用・株式分与・補償金・鉱害対策・賃金)
	借地敷地申請	シチウ田の補償など
1.14	連盟総会	炭鉱側の土地借用承認
1.17	協議会	炭鉱側次長挨拶 「強制買収はしない」
	郷集会	
1.18	第7回交渉	保障要求事項を発表
2. 7	第8回交渉	生活保障条項の契約原文発表
2. 9	連盟総会	契約原文の訂正等(池島側交渉委員1名辞任)
2.12		契約原文の訂正・発表
2.23		次期工事敷地の発表
2.24		
2.29		県農地課長による現地調査
3. 6	連盟総会	神浦村調停委員の一部の人事についての投票
	賃金交渉	請負組との賃金交渉 決裂
3. 8	賃金交渉	〃 交渉成立
3. 9		
3.22	連盟総会	土地買収交渉 坪144円の提示に「住民憤激」 (池島側委員長辞任 後任選出)

・資料：池島郷所有『池島住民生活権擁護連盟交渉記録』より作成

第14表 炭鉱開発当時の池島で炭鉱労働力が欠如していたと考えられる世帯の対応

類型	世帯	第1世代	第2世代	第3世代	炭鉱開発後の対応
I	1	●3	○0 □0		●3 が請負組・炭鉱寮寮母
	2	□5 - ○5	□0		□5 ○5 が食品製造業経営
	3	●4	□1 ○0		●4 が旅館業 □1 がのちに炭鉱勤務
	4	●2	□0		●2 が請負組?
	5	●3	●1		●3 が炭鉱の掃除婦
II	6	●5	●3	□0	●3 請負組
	7	●4	●2		●2 がのちに炭鉱関連会社勤務
	8	○6	●3 (息子の妻)	○0 ○0	●3 が請負組?
III	9	●6	●2 (養女)		●2 に婿養子 (炭鉱勤務)
	10	■5 - ●5	○1 ○1 ○1		○1 に婿養子 (炭鉱勤務)
	11	□6 - ●6	●2 ○1		○1 に婿養子 (請負組勤務)
	12	●4	●2		●2 に婿養子 (炭鉱勤務)
	13	□5 - ●4	●2		●2 に婿養子 (請負組勤務)
	14	□5 - ●5	○1 ○1		○1 に婿養子 (炭鉱勤務)
	15	□5 - ○5	○1 (養女)		○1 にのちに婿養子 (炭鉱勤務)
IV	16	●6	○1 (養女)		不明
	17	●3	○0 (養女)		不明
	18	●3			不明

類型 I：炭鉱開発後第1世代が主労働力として対応

II：〃 第2世代が 〃

III：〃 第2世代に婿養子をむかえて対応

IV：不明

□男性 ○女性

塗りつぶしは農業に従事していたことを示す

添数字は昭和26年当時の年齢層 (×10) を示す

聞き取りにより作成

第15表 池島側の要求についての炭鉱側の対応

要求年月日	要求内容	炭鉱側の対応
S.26.11.17	住民の生活保障（金）	12.22『覚書』 「責任をもって保障確約」
12.12	事業計画の詳しい説明	12.18 事業計画発表
	住民の優先的採用	12.22『覚書』 「完全雇用」
	株式の分与	5.12『覚書』
S.27.1.11	シチトウ田の損害賠償	1.18 シチトウ田・畑の損害賠償発表
1.18	希望者を炭坑直接の事業に採用	5.12『覚書』 「入籍または直接日雇」
	購買事業の特権を住民に付与	〃 「優先的に助長援助」
	医療施設の従業員並の利用	〃 「実費診療」 「特別診察券発行」
	社船の従業員並の利用	〃 「従業員・家族並の利用」
	炭鉱湯の従業員並の利用	不明
	薪炭・水・電気の供給	〃 薪「適当なる値段で供給」 水「炭鉱開発による水の不足には責任をもって給水」 電気「送電」
	ガラ焼きの権利を住民に付与	〃 「実現に協力」
	市場の敷地の利用	〃 「優先的に貸与」
	突堤の利用	〃 「神浦村民の利用を認める」

・資料：池島郷所有『池島住民生活権擁護連盟交渉記録』『契約書 覚書』より作成

（４）交渉結果の考察

このように交渉は、全般にわたって生活保障と生活状態の向上とに重点を置いた結果となった。特に、炭鉱開発後、炭鉱労働力となりえない世帯に対する生活保障を得た点は、池島の共同体意識の表れと解釈できる。

先のダム建設による村落移転の研究では、協議会が成立したものの交渉が進展するにつれ住民内部で補償額について意見を異にする二派に分裂し、妥結までにほぼ3年を要したことを報告し、分裂の原因を土地所有規模ではなく、婚姻関係による家々の結びつきによるものと考察している⁴⁵⁾。また他の研究では、交渉開始以来10年を経ても妥結に至っていない例を報告している⁴⁶⁾。

ダム建設が行われた時代およびダム建設と炭鉱開発との相違があるものの、池島の事例の場合は目立った内部対立もなく⁴⁷⁾、また交渉が長期化することもなかった。池島では集落域だけが残存したため移転問題にまで発展せず、耕地買収の段階にとどまったこと、炭鉱開発が当時の国策上急務であり、炭鉱側も住民の要求に比較的柔軟に対応したことが長期化しなかった要因であると考える。

また、聴き取りでは、情報に近接した位置にいた池島の指導者層と一般住民との間に意識のズレが生じていたというが、内部対立が表面化しなかったのは島内婚を主とする池島の社会構造によるものと解釈する。

(5) 土地買収

土地買収は第8図・第16表に示すようにその後3次にまでわたり、池島の90%以上を炭鉱が取得するが、その売却価格を示したのが第17表である。当時の農村物価と比較してみると（第18表）、畑1坪あたりの売却値は小豆乾燥種実1升程度である。結局、当初炭鉱側の提示した額とあまり変わらない額で同意している。

第16表 池島の土地買収面積

	田	畑	山林	原野	その他	計
第一次買収						
(実測分)	1,182.4	50,019.58	6,568.6	16,828.03	11,577.19	86,175.8
(台帳分)	-	-	-	-	-	-
第二次買収						
(実測分)	-	54,427.8	3,322.1	24,360.5	-	82,110.4
(台帳分)	-	-	-	-	-	-
第三次買収						
(実測分)	-	2,793	-	7,067	-	9,860
(台帳分)	-	-	715	376	-	1,091
小計	1,182.4	107,240.38	10,605.7	48,631.53	11,577.19	179,237.2
残						
(実測分)	-	9,591	-	-	-	9,591
(台帳分)	-	1,575	-	257	6	1,838
計	1,182.4	118,406.38	10,605.7	48,888.53	11,583.19	190,666.2

単位：坪

資料：松島炭鉱株式会社資料により作成

第17表 各土地売却時における地目別売却値

	田	畑	山林	原野	雑種地	墓地	崖
第1次売却地	250	166	44	22	55	44	5
第2次売却地	-	310	50	25	-	-	-
第3次売却地	-	?	50	25	-	-	-

注) 田畑の売却値には離作料を含む

単位：円／坪あたり

『契約書・覚書』（池島郷所有）および池島鉱業所資料により作成

第18表 当時の農村物価（農家販売品の自由販売価格）

	粳米 (白米一升)	裸麦 (精麦一升)	大豆 (乾燥種実一升)	小豆 (乾燥種実一升)	甘藷 (一貫)
昭和26年 7月	105	49	95	169	45
8	113	50	96	155	62
9	112	48	99	162	51
10	112	51	102	156	41
11	111	48	101	166	38
12	114	49	105	177	38
27年 1月	115	50	105	170	37
2	112	50	98	164	38
3	114	50	97	166	41
4	117	59	93	166	41
5	119	56	94	165	43
6	123	58	95	168	47
7	128	60	96	168	53
8	133	58	100	160	—

- ・単位：円
- ・1月～3月長崎県内5カ町村 4月～12月同6カ町村で調査
- ・資料：『長崎県統計年鑑』より作成

第8図 買取地区分



池島鉱業所資料からトレース

池島住民の土地売却値に準じて、池島に所在する村有地の売却を予定していた神浦村も、その売却価格について見込額の半額にしかならないことを村議会に報告している⁴⁸⁾。

聴き取りでは、土地の価格よりも炭鉱への雇用を含めた生活の保障に重点をおいた結果であるという。従来の池島の置かれていた状況を考慮すれば、生活の保障・生活の改善を主眼にするのは当然ともいえよう。

また、すでに戦後、松島炭鉱大島鉱業所に就職していた池島出身者が10数名存在した点も、交渉において何らかの支障となったことは否定できない。

V. 池島住民の就業状態の変化

昭和27（1952）年5月の『覚書』にもとづき、池島住民のうち希望者は炭鉱関係の仕事に従事することとなった。以下、池島住民の就業状態の変化を検討していく。

開発交渉当時（昭和26年11月前後）、池島の在住者は288名を数える。その他、開発交渉以前にすでに松島炭鉱大島鉱業所に就職し大島に在住していた者16名、大島以外の島外在住者（聴き取りによる判明分のみ）28名、所在不明者2名を含めた334名、85世帯を考察の対象とする。これらのデータは、池島郷地主会名簿および得城寺過去帳を基に、聴き取りによって得たものである⁴⁹⁾。

第19表に池島住民の年代別構成と開発後の炭鉱関係就業状態を示した。まず、営業出炭までの期間をみってみる。池島住民が従事することとなった仕事は「炭鉱日雇」「請負組」とに大別できる。

覚書には「将来着炭の上起業工事を終了し現実に営業状態に入った時に於て労働の意思と能力を有する者は本人の希望職種を極力認め最大限に会社直接に雇傭する 右雇傭の形式は入籍又は直接日雇とする（中略） 現実に営業状態に入る前の請負期間に於ては会社は誠意を以つて請負組への雇傭を斡旋する」とある。

営業状態とは営業出炭の始まる昭和34（1959）年頃と考えうるが、実際には坑道掘進などを開始した昭和27（1952）年からすでに炭鉱日雇として雇用されている。そのうち10歳代が11名、20・30歳代がそれぞれ9名、40歳代3名、計32名である。また、請負組へ日雇として雇用されたのは10～50歳代にわたる男性10名、30歳代を中心とする女性8名である（女性は軽作業に従事）。昭

和28（1953）年3月末、池島鉱では常備労務者27名に対し、臨時夫42名、請負夫171名を数える。⁵⁰⁾ このように当時の開発工事は臨時夫・請負夫によって担われており、このうち臨時夫（炭鉱日雇）の大半が池島住民であった。

なお、請負組の中には池島住民が経営を始めた組があり、請負組に就業した者のうち、この組に就業した者が5名いる。営業出炭が始まるまでの期間は請負組が坑道の掘進、港湾建設工事などを行い、炭鉱日雇は主に坑外の運搬作業などに従事した。

第19表 池島住民の年齢層および炭鉱開発後の対応

年齢層		0	10	20	30	40	50	60	70	不明	計
開発当時、島外在住者 〔大島鉱在籍者除く〕	(男)			6	4	5				2	17
	(女)		1	4	4					2	11
開発当時、大島鉱在籍者	(男)			13	2	1					16
開発当時、池島在住者	(男)	27	35	15	13	13	17	9	3	1	133
	(女)	38	20	24	24	16	18	12	3		155
所在不明者	(男)	1	1								2
計	(男)	28	36	34	19	19	17	9	3	3	168
	(女)	38	21	28	28	16	18	12	3	2	166
開発後、池島鉱日雇	(男)		11	9	9	3					32
開発後、請負組〔日雇〕	(男)		3	2	2*	2	2				11
	(女)			1	6	1					8
計	(男)		14	11	11	5	2				43
	(女)		0	1	6	1	0				8
営業出炭開始（昭和43年）以後											
池島鉱日雇	(男)					3					3
池島鉱直轄	(男)		18	11	8						37
大島鉱から池島鉱へ転換	(男)			10	1						11
請負組	(男)		2		3*	2					7
	(女)			3	1						4
炭鉱関連会社勤務	(男)		2								2
	(女)			1							1
炭鉱関係雑務	(女)			2	2						4
計	(男)		22	21	12	5					60
	(女)		0	6	3	0					9

- ・*：このうち1人は請負組を経営
- ・年齢層は昭和26年当時（～歳代を示す）
- ・聴き取りにより作成

炭鉱関係に就業した年代別炭鉱関係就業率を算出し検討する（第20表）。開発当時、すでに大島鉱業所に在籍していた者は20歳代のうち38.2%を占めている。炭鉱開発後から営業出炭に至る6～7年の間、大島鉱業所在籍者・池島鉱日雇就業者・請負組就業者を含めた就業率は、20歳代男性の70.6%をはじめとして30歳代68.4%、10歳代の順である。女性では30歳代の21.4%が最高である（これは請負組の作業員である）。池島鉱日雇だけでみると、30歳代のうち47.3%を占めている。請負組へは50歳代も若干名の就業がみられる。

このように、大島鉱在籍者を含めると20歳代、30歳代の大半が炭鉱関係に就業したことがわかる。

営業出炭の前後に、池島鉱の日雇夫はその多くが直轄夫へ正式採用となった。直轄への就業は昭和26年当時の10歳代が18名を数える。しかし、40歳代の3人はそのまま日雇夫のままである。これは直轄に採用となるより日雇の方が定年期が遅いため、日雇を選択した結果であるという。なお、請負組の方が職種によっては賃金が高いため、営業出炭に至るまでは請負組に就業し、営業出炭開始後炭鉱直轄として採用された者も存在する。

就業比率でみると、炭鉱関係への就業は10歳代～30歳代まで60%を越えており、炭鉱依存度が高いことがわかる。

結局、開発当時の年齢10歳代～30歳代にかけての男性労働力の過半数が炭鉱関係の仕事に従事することとなった。

なお、明治期から炭鉱業が展開した高島（現長崎市）の地元住民は、戦前においては広く出稼ぎ離村をおこなっており、戦後になって若年層が炭鉱への依存度を深めた（前掲5 32頁）。また岡山県柵原では、昭和の初期において船運が鉄道輸送にとってかわるようになり、従来いやがられていた鉱山労働者への転業が相次ぎ、戦後になると村民の大部分が鉱山労働に依存している（前掲6 35頁）。これらの事例は戦前から鉱業が存在していた例であるが、戦後になってからの鉱山労働者への転換という点で池島の場合と一致をみている。

第20表 池島住民の年齢層別炭鉱関係就業比率

	年齢層	10	20	30	40	50
[開発当時] A / P	(男)	-	38.2	10.5	5.3	-
[炭鉱開発～営業出炭まで] (A+B+C) / P	(男)	38.9	70.6	68.4	31.6	-
	(女)		3.6	21.4	6.2	-
B / P	(男)	30.6	26.5	47.3	15.8	-
	(女)					
C / P	(男)	8.3	5.9	10.5	10.5	11.8
	(女)	-	2.9	21.4	6.2	-
[営業出炭以降] (B+C+D+E+F+G) / P	(男)	61.1	61.8	63.2	26.3	-
	(女)	-	21.4	10.7	-	-
B / P	(男)	-	-	-	15.8	-
	(女)					
C / P	(男)	5.6	-	15.8	10.5	-
	(女)	-	10.7	3.6	-	-
(D+E) / P	(男)	50.0	61.8	47.4	-	-

P：各年齢層人口（男女別） A：大島鉱在籍者 B：池島鉱日雇就業者
 C：請負組就業者 D：池島鉱直轄就業者 E：大島鉱から池島鉱へ配置転換者
 F：炭鉱関連会社就業者 G：炭鉱関係雑務就業者（寮母・炊事婦等）
 ・年齢層は昭和26年当時のもの

VI. 炭鉱開発後の池島

(1) 覚書条項の実際

炭鉱側と取り交わした覚書の内容が実際にはどのように運用されたかを第21表に示した。

生活保障については、聴き取りでは保障をうけた者はおらず、生活保障審議会も開催されたことはないという。先に提示した第14表では、炭鉱労働力が欠如していたと考える世帯でも養子をむかえたり、請負組で軽作業に従事するなどの対応を示している。炭鉱側の「運用基準」では「従来程度的生活」とは農耕地売買以前の生活程度をいい、農耕地売買に原因しない生活水準低下については保障しないとある。池島の場合、収入は農耕に依存しているとはいえないため、農耕地の売買は生活水準低下にさして影響を与えないものとする。そのため、上記のような対応を示したものと推測する。

市場敷地の貸与については、希望者がでたものの、結局実現はしていない。

ガラ焼（石炭を焼いてコークス化し、燃料とすること）は大島などで行われており、高齢者でも労働が可能であるとの判断から要求したものであるが、実

際にはすでに需要がなくなっていた。また、池島付近に賦存する石炭はカロリーが高く、一般家庭用としては使用できないことも一因である。

池島においては社有地が大部分を占めるため、公共施設の建設にあたっては炭鉱側の協力を必要とする。小・中学校、役場支所、郵便局の建設にあたっては炭鉱側が敷地を無償で提供し、警察（駐在所）に至っては建物を炭鉱が建設するなど、炭鉱への依存度が強い。

炭鉱は坑道掘進により排出したボタを当初池島郷地区上部に投棄し鉱業所地区の造成を開始したが、それに伴い池島郷の井戸に塩分が混入するようになった。それ以後、覚書に基づき、炭鉱側が対岸より水船で運搬してくる水の提供を受けることとなった。また、補償金も支払われている。

その他の条項についてはほぼ文面通りの運用がなされている。

第21表 覚書条項の実際の適用状況

昭和27年 5月12日『覚書』条項	実際の適用
1. 会社直接に雇用（入籍又は直接日雇）営業状態に入るまでの請負組への斡旋	直接日雇か請負組にて日雇 営業出炭開始前後「入籍」（一部日雇のまま）
2. 従来程度の生活が維持不可能な者に対する生活保障	実際の適用者なし？（生活保障金の支払いはある）
3. 市場敷地の優先的貸与	希望者が出たが結局実現せず
4. 株式の割当	希望者には無償分を含めて割当あり
5. 物品販売事業に対する援助	社有地の商店街に郷から3人出店（現在）
6. 医療機関の利用	すべての住民が利用可能
7. 社船の利用	佐世保航路に限って割引あり
8. ガラ焼きに対する協力	ガラ焼きはすでに不要
9. 突堤の利用	利用可能
10. 公共的施設の建設に対する協力	学校・役場支所・郵便局建設に対し土地無償提供（建設経費も貸与） 警察（駐在所）は炭鉱が建設
11. 電気送電	送電 当初は時間制限あり
12. 会社の福利施設の利用	不明
13. 炭鉱開発が原因する水不足に対する給水燃料の供給	井戸の塩分混入に対する補償金支給 炭鉱の水を給水（当初は給水時間・量の制限あり） 燃料については不明
14. 「池島在住者生活保障審議会」の設置	開かれたことはない？

・資料：池島郷所有『契約書 覚書』

・適用結果に関しては神浦村議会録および聴き取りによる

(2) 代替地問題

昭和29（1954）年になって、池島住民は神浦村に9項目にわたる嘆願書を提出した⁵¹⁾。その筆頭に「沖の島を池島住民へ譲渡の件」があり、年令や身体障害により炭鉱に雇用されない者は従来の農業を希望するものの農地がないため、池島の西方に位置する無人島、沖の島（大墓島）を池島住民の移住候補地として譲渡してくれるよう要望している。

ダム建設問題では、農地をもって生計を維持してきた特に中高年以上の人々が水没移転後、代替農地を求める例を報告している⁵²⁾。

池島の場合、炭鉱への土地売却後も事業に着手するまでの間、炭鉱側との契約の上で耕作を続けており⁵³⁾、耕地に対する執着がみられるものの、無人島を開墾し居住するまでにはかなりの労力と資金が必要となる。結局、この要望は実現しなかったが、炭鉱開発に起因するこのような住民の対応は、ダム建設による住民の対応と符合する点を指摘しておきたい。

(3) 空間の再編成

炭鉱開発により、池島では空間の再編成が必然的に生じることとなった。以下にその再編成状況を考察する。

島の面積の90%以上が一企業の社有地で占められたということは（第23表）、土地利用が企業の支配下におかれることを意味する。したがって、池島の場合も、single-enterprise community としての空間的パターン⁵⁴⁾という川崎が提示した概念で把握するのが妥当である。

営業出炭開始前後の昭和34（1959）年5月から翌年5月にかけて、大島炭業所より第1次配置転換として127名、第2次転換として181名の直轄鉱員・職員の池島への労働者移動が行われた⁵⁵⁾。これらの労働者およびその家族は、社有地内に炭鉱が建設したアパートに居住することとなった。また、離島であるため、島内に生活にかかわる諸施設が不可欠であり、鉱業所病院、小・中学校、町役場支所、郵便局、駐在所などがすべて社有地内に建設されている。既述したように、炭鉱直営の鉱業所病院を除く各施設については、炭鉱が土地を無償で提供し、建設費も一部負担するなど、公共・教育施設の設置に至るまで炭鉱が関与することとなった。

請負組労働者の居住区は、炭鉱諸施設や直轄鉱員・職員のアパートが展開する台地上とは地区を異にし、池島港周辺の低地にほぼ限定されている。こうし

たいわば雇用形態の違いによる「住み分け」は高島などにおいても同様に観察され、池島のみならず鉱山・炭鉱集落の特徴の一つであることを改めて指摘しておきたい。

一方、旧来からの集落域は、周辺の若干の耕地と共に買収されず「池島郷地区」として残存したため、新たに流入した炭鉱関係者の居住域とは明確に一線を画すこととなった（第9図）。なお、戦後、大島鉱業所に就職していた者もそのほとんどが昭和37（1962）年頃までに池島に配置転換となり、一部を除き自宅に戻り、再び「池島郷地区」の住民となっている。

川崎は上記の視点で分析した高島の事例で、企業指定の商店と個人商店の立地に関して言及し、鉱業空間におけるサービス機能の配置構造は土地所有によって規制されることを明らかにしている⁵⁶⁾。

池島におけるサービス機能展開も、やはり川崎の指摘する通り土地所有が大きく影響している。社有地内には炭鉱会社が業務を委託した佐世保市の大手スーパーが立地し、開発後池島を好市場とみて来島した個人商店は「池島郷地区」内の民有地に土地を求めることとなった。この現象は、炭鉱指定の法人店舗以外の個人商店が社有地との接点にあたる民有地に集中した高島の事例と符合する。また、個人商店はのちには池島郷地区下部（北側）の埋立地へも展開している⁵⁷⁾。

こうした空間の再編成には、用地買収による炭鉱地区の形成だけではなく、昭和35（1960）年の神社移転をも含めるべきであろう。

港から上部炭鉱地区へ至る道路建設にあたり、池島住民の氏神である白山比咩神社（および民有地の一部）の用地買収・移転の嘆願が外海町から宮司に対して提出された⁵⁸⁾。いわば郷地区の「領域内」から炭鉱地区への移転ということであるが、強硬な反対もなく、移転および新築費用はすべて炭鉱側が負担し、炭鉱の山神と同一の建物に等しく合祀するなど8項目にわたる覚書が炭鉱と宮司との間でかわされ、現在の場所への移転をみた。

このように、土地所有でみると、池島の面積の90%以上を占める炭鉱地区と旧来からの池島郷地区とに大きく二分できる。single-enterprise communityの視点で把握した炭鉱地区では「住み分け」を指摘した。また、社有地上に展開する諸施設、特にサービス機能の展開は、炭鉱の土地所有に強く規制され、個人商店は池島郷地区に土地を求めた。さらに、住民の氏神は炭鉱の山神と社有地内に合祀され、川崎の指摘するように炭鉱と一体化の方向を示している⁵⁹⁾。

第23表 開発後の所有者別土地所有

	畑	原野	他	計
社有地 (実測分)				178,646
(台帳分)				(1091)
村有地 (実測分)	-	-	-	-
(台帳分)	(86)	-	-	(86)
郷有地 (実測分)	-	-	-	-
(台帳分)	(75)	(103)	(6)	(184)
民有地 (実測分)	9591	-	-	9,591
(台帳分)	(1414)	(154)	-	(1568)
計 (実測分)	9591	-	-	188,237
(台帳分)	(1575)	(257)	(6)	(2929)

単位：坪

第9図



(4) 社会組織の再編成

以上のように、炭鉱開発による空間再編成が展開していく中で、池島住民はどのような対応を示したか。ここでは池島郷地区の社会組織を指標として若干の考察を付け加えておきたい。

「池島郷」という組織について検討する。「池島郷」は開発以前から存在する住民の自治組織、つまり地縁的組織である。

土地所有を指標としてみた場合、空間的には炭鉱地区と明瞭に区分されるが、この空間と社会組織が意味づける範囲とが異なることも考えうる。そこで「郷費」を徴収する範囲を指標として「池島郷」という地縁的結合の範囲をみると、地付きの家だけではなく、開発後新たに流入した個人商店、および炭鉱地区にある市場の商店主などが居住する公営住宅までを含んでいることがわかる⁶⁰。これは調査時点の状態であり、炭鉱開発以来の通時的分析を欠いていることに留意する必要があるものの、民有地内に流入した商業者を中心とする島外からの新住民を包含しつつ組織の再編成が行われた結果を表しているものと考ええる。その範囲は、民有地である「池島郷地区」の範囲内に収まっており、また、行政区の区分ともほぼ一致する⁶¹。

池島郷のリーダーシップは「郷長」が担っているが、郷長を務めているのは現在に至るまで地付きの者に限られている。また、郷長・副郷長に選出された者が行政区の区長を兼務する。これは、行政区という形式的な組織に対する地縁的組織の優越を示すものである。

「池島郷地区」住民には「くやく（区役?）」として年に1回の郷内清掃への参加が義務づけられており、参加できない者は高齢者を除き、一定額を徴収する規則がある。平成3（1991）年度は池島郷地区140数世帯中、29世帯から徴収し、そのうち20世帯は島外からの流入者であるという。また、郷の総会には地付きの者しか集まらないという。

以上、空間的には集落域だけが民有地として残存したことから、その領域内に流入した島外からの住民を包含しつつ地縁的結合の再編成が行われ、炭鉱開発後も「池島郷」としての独立性を保持してきたものと考ええる。

おわりに

以上、炭鉱開発のインパクトによる地域社会の対応という問題を池島を対象として分析を行った。本稿で明らかにしたことを略記しておく。

従来、男性は出稼ぎ、女性が島で農耕を行うという就業形態を示し、住民の多くが島内婚で家同士の結びつきが強かった池島では、炭鉱との交渉にあたって、「池島住民生活権擁護連盟」を結成し、住民のまとまりを図った。これは共同体意識の表出であると考えられる。住民の完全雇用と並んで、従来の生活を維持できない世帯の生活保障を要望した点にもそれがあらわれている。

交渉には、島内での社会的地位の高い者・島外での経験が豊富な者があたり、炭鉱の開発を前提とした上で、一貫して生活の保障を炭鉱側に要求した。その結果、住民の炭鉱への優先雇用、炭鉱で労働できない者に対する生活保障等については炭鉱側が確約するかわりに、土地売買に関しては炭鉱側の提示する価格で妥結している。

開発後、池島住民のうち、開発以前に大島炭業所に在籍していた者を含め10～30歳代の男性を中心に労働力の過半数が炭鉱関係の仕事に従事することとなった。また、生活保障に該当すると思われる世帯も養子を迎えるなどの対応を示し、炭鉱労働に依存することとなった。

空間に着目すると、島の面積の90%以上を占める炭鉱地区と旧来の池島郷地区とに大きく二分できる。single-enterprise community の視点で把握した炭鉱地区では「住み分け」がみられ、社有地上に展開する諸施設、特にサービス機能の展開は、炭鉱の土地所有に強く規制され、個人商店は池島郷地区に土地を求めた。

こうした空間の再編成が進展した中で、池島郷地区のみが民有地として残存したことから、地縁的結合関係が新住民を包含しつつ再構成され、「池島郷」としての独立性を保持することとなった。

なお、松島炭鉱池島炭業所は平成13（2001）年11月29日をもって採炭を終了し、昭和34（1959）年以來42年間にわたる石炭採掘の歴史に終止符を打った。関係会社を含め炭鉱従業員はそのほとんどが離職、関係住民の離島が相次いだ。最盛期で7,265人（昭和45年国勢調査）を記録、閉山の約1年前でも2,799人（平成12年同）を擁していた人口はその後急減、平成17（2005）年国勢調査では472人を数えるのみとなっている。

【注および参考文献】

第I章

- 1) 川崎茂『日本の鉱山集落』, 大明堂, 1973.
- 2) 前掲 1) 36頁.
- 3) 川崎茂「飛騨神岡鉱山の近代化と地域の対応」, 人文地理12-1,1960.
川崎茂「伊予別子山村にみられる鉱山と山村」, 地理学評論30-4,1957.
川崎茂「鉱業と村落の対応」, 史学研究84,1961.
- 4) 川崎茂「Company Townとしての近代鉱山町の構成的特質」, 下関商経論集7-1,1963.
川崎茂「北海道におけるフロンティア集落としての鉱山集落の形成」, 船越謙策教授退官記念事業会『地理科学の諸問題』, 1972.
- 5) 川崎茂「離島の鉱業空間」, 下関商経論集9-2,1965,21-55頁.
- 6) 河野通博「鉱山周辺農村における兼業農家の実態」, 『河野通博論文集』, 岡山大学法文学部地理学談話会, 1978, 34-56頁.
- 7) 村上雅康『造船工業地域の研究』, 大明堂, 1973.
- 8) 前掲 5) 21-55.
- 9) 川崎茂「鉱山と鉱山集落」, 浮田典良編『人文地理学総論 (総観地理学講座9.)』, 朝倉書店, 1984, 154-156頁.

第II章

- 10) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』, 岩波書店, 1968,420頁.
- 11) 前掲 10) 374頁.
- 12) 日本地誌研究所『日本地誌 第20巻』, 二宮書店,1976,157-158 頁.
- 13) 前掲 12) 204頁.
- 14) 矢田俊文『戦後日本の石炭産業』, 新評論, 1975,84-85頁.
- 15) 事業展開に関する記述は『五十年史 (概史)』, 松島炭鉱株式会社, 1962. および『松島興産七十年史』, 松島興産株式会社, 1983. による.
- 16) 大正年間に三井鉱山・古賀鉱業・松島炭鉱の3社の出資で大島炭硯株式会社を設立し開発に着手していたが、出水などにより操業を停止していた。その後、当時三井鉱山と松島炭鉱との共有となっていた6鉱区を譲り受け、昭和10 (1935) 年に操業開始.
- 17) 石炭部開発課『(炭田開発池島第一号試錐) 計画書』九州大学石炭研究資料センター所蔵.
- 18) 石炭部開発課『試錐工事実施計画書 (池島一号)』1947.12.18日付九州大学石炭研究資料センター所蔵.
- 19) 福岡石炭局開発課『直営炭發池島第一号試錐終了報告』1949.4九州大学石炭研究資料センター所蔵.
なお、松島炭硯はすでに昭和23 (1948) 年に政府の策定炭硯の指定を受けるため『池島新坑採掘計画』を提出、この時点で池島を開発の基地とする意図が存在したと推測できる.
- 20) 昭和26 (1951) 年1月22日付け佐世保時事新聞.

第III章

- 21) 『外海町誌』, 1974, 398頁.
- 22) 西野寿章「ダム建設にともなう水没村落の移転形態と村落構造 - 奈良県十津川村迫部落と

- 福井県今庄町広野ニツ尾部落の場合 -」, 人文地理33-4,1981.
- 23) 藤野保編『大村郷村記 第六巻』, 国書刊行会, 1982,38-75頁.
大村郷村記は、大村藩が天和元（1681）年から文久2（1862）年にかけて作成した農村調査書。
 - 24) 海藻は住民の占有であった。前掲21), 503頁. 明治期には池島周辺に7万坪以上に及ぶ採藻場を所有している。長崎県勸業課『明治十六年更正 漁場採藻区画貸渡根帳 西彼杵郡』『明治二十七年四月更正 漁場採藻区画根帳 西彼杵郡』長崎県立図書館所蔵。
 - 25) 前掲 21), 503頁.
 - 26) 炭鉱開発時の交渉記録には畑の損害補償として、反あたり麦2.5～3俵（1俵あたり184円）、反あたりイモ1000～1500斤（1斤あたり5円）を計上している。平均所有面積では、麦12.5～15俵、イモ5000～7500斤となる。
 - 27) シチトウ 蘭はかやつりぐさ科の多年草で豊表の材料として山陽および北九州地方で栽培される（『野草大図鑑』北隆館,1990.)
大正7年編纂『西彼杵郡神浦村郷土誌』には「特産品トシテ記スベキモノ只池島ノ豊表アルノミ然レ□其量僅少ナリ」「数量 千四百五十枚」「従業者戸数五三戸」「池ノ周囲ニ限ラル、ヲ以テ其ノ生産高モ激增スル見込ミナシ」とある。九州各県では大正後期から昭和初期にかけてが栽培のピークであった。（紀禎哉「七島蘭栽培の変貌」藤岡謙二郎監修『西海道の景観と変貌』古今書院,1987, 107頁）。
 - 28) 炭鉱側の見積りがほぼ正しいとすると、池島全体の年間総生産枚数は私有地分だけで約1185～1580枚となる。昭和26年11月に神浦村役場に提出した嘆願書では、豊表生産年間2400枚、金額にして60万円との記載がある。
 - 29) 余田・松原編著『農村社会学』, 川島書店,1968,41頁.
 - 30) 『昭和五年 全国山林原野入会慣行調査資料（第五巻）』, 徳川林政史研究所, 1969,151-153頁. には林野入会関係地として池島郷に所在する50町におよぶ林野の記載がある。おそらく暮島の林野を指しているものと考ええる。また、昭和26年 9月に池島郷民代表が神浦村長に提出した立木代払下申請書に「大正年間池島郷民中植付したる大暮島村有地松木一」とあるように暮島の林野は池島住民が植付・管理を行っていた。
 - 31) 『大村郷村記』にも「一海邊都て荒磯にて船繋ならず、依て大船は瀬戸或松島に繋き、小船は西の方番所下濱邊にひき揚置きなり」との記載がある。
 - 32) 昭和48（1973）年、長崎県知事への陳情書。
 - 33) 一部には対岸の農協を通して切干甘藷などを出荷していた家も存在した。
 - 34) 集落域から最も遠い第3次買収地の台帳上の畑53筆のうち、すでに原野化していたものは44筆に及ぶ。
 - 35) 昭和27（1952）年当時、西彼杵郡内に位置する55の有人島のうち、無灯火の島は19島を数える。
 - 36) 聴き取りによれば昭和2（1927）～3（1928）年頃、松島炭鉱が池島の用地買収に着手しかけたことがあり、この時は池島側の強硬な反対によってこの計画は白紙に戻ったとき。
 - 37) 昭和22（1947）年11月～同24（1949）年3月まで延べ28名の技術労務者を雇用している。福岡石炭局開発課『直営炭産池島第壹号試錐終了報告』1949.4 九州大学石炭研究資料センター所蔵。

第四章

- 38) 戦時中、池島島内の約2000坪におよぶ農地を旧海軍が接収していた。

- 39) 神浦村『昭和二十六年度起 各種陳情及歎願書綴』。
- 40) 「現住人口」と「本籍人口」との差が単純に人口流入・流出を示しているわけではないため注意を要する。明治33（1900）年と昭和14（1939）年とを取り上げたのは、この項目の調査年次が明治33年～昭和14までであることによる。
- 41) 前掲 39)。
- 42) 池島の場合、耕地が島内に細かく分散しているため、住民総意の上でなければ用地買収ができない。炭鉱側としてはむしろこうした組織を通じて交渉に臨む方が買収の能率が高いともいえる。
- 43) 炭鉱側との交渉経緯・契約内容は池島郷所有の『池島住民生活権擁護連盟交渉記録』および『契約書 覚書』によった。
- 44) 特に、従来から不足していた薪については昭和27（1952）年2月、池島住民による母子島（池島の南東約2.6kmにある無人島）への植林を住民82名の連署をもって神浦村に嘆願している。結局植林はしたものの実際には利用していない。
- 45) 前掲 22) 15頁。
- 46) 池谷和信「ダム建設により水没予定にある集落の変貌」、東北地理36-2,1984, 91-103頁。
- 47) 当時、「土地代金重視」派と「生活保障重視」派が存在していたときくが、その詳しい事情等は不明である。また、生活権擁護連盟委員選定にあたって、若年層の一部から委員に若年層も加えたい旨の要望がでたという。のちに1名だけ加わることになった。
- 48) 神浦村『昭和二十七年度 神浦村会々議録』。

第V章

- 49) 池島住民の檀那寺は対岸の神浦にある3ヶ寺に分かれる。このうち過去帳閲覧の許可を得た日蓮宗得城寺の檀家が池島全戸の6割を占める。
- 50) 福岡石炭局石炭部監修『九州石炭統計年鑑』昭和27年度版、九州大学石炭研究資料センター所蔵。

第VI章

- 51) 神浦村『昭和二十九年十一月起 神浦黒崎村（町村合併）協議会関係綴』。
- 52) 森滝健一郎『現代日本の水資源問題』（講座日本の国土・資源問題3）、汐文社、1982,134-138頁。華山謙『補償の理論と現実』、勁草書房,1969,132-155頁。
- 53) 『長崎県統計年鑑』によると、営業出炭開始の昭和34（1959）年までに30名以上の農業従事者が存在していた。
- 54) 前掲 1) 39頁。
- 55) 『松島興産七十年史』、松島興産株式会社、1983、95頁。
- 56) 前掲 5) 40-42頁。
- 57) 社有地内にはのちに炭鉱指定の商店街が設置され、池島住民のうち数名がここで炭鉱に使用料・家賃を払いながら商店を営んでいた。
- 58) 松島炭鉱池島鉱業所所蔵資料。
- 59) 前掲 9) 156頁。
- 60) 教員住宅や請負組の飯場は含まれていないが、理由は不明である。
- 61) 行政区は「池島郷地区」内に2区存在し、両区が占める範囲が「池島郷地区」と一致する。

本研究の現地調査では多くの関係諸氏および関係機関の御協力を頂戴した。郷長の山村千松氏はじめ、林義郎氏、浜崎繁治氏、中村時雄氏ほか池島の皆様、日宇英之氏ほか外海町役場の皆様、得城寺の大橋孝明氏には資料の御提供および聴き取りなどにあたって多大な御協力をいただいた。また、松島炭鉱株式会社池島鉱業所、九州大学石炭研究資料センターにおいては貴重な関係資料を閲読させていただいた。心より厚く御礼申し上げます（職名、団体名等は調査当時のもの）。

なお本稿は、平成4（1992）年1月、関西大学大学院文学研究科に提出した修士論文の一部を加筆・修正したものである。ご指導いただいた柿本典昭先生ほか諸先生方に深謝いたします。